

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約実施における 家畜等の取扱いについて

輸出注意事項 59 第 16 号(59.8.18)

最終改正：輸出注意事項 12 第 105 号(12.12.28)

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）第 2 条第 1 項第一号の規定により、輸出の承認を受けなければならないこととされている「輸出貿易管理令別表第 2 の 36 の項の規定に基づき条約附属書 又は に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらから派生した物を定める件」（平成 12 年通商産業省告示第 743 号）で定めるもののうち、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の目的及び本条約実施後の国際的な慣行に鑑み、明らかに野生のものでない下記の種（これらの個体の一部及びこれらから派生したものを含む。（以下「家畜等」という。））については、輸出の承認を要しないこととします。

なお、輸出の承認を必要としない家畜等であるか否か判明しない場合には、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課へ照会してください。

記

ネコ科 (Felidae)

イエネコ (Felis catus)

(参考)

通常イエネコには、次の品種のものが分類されます。

短毛種 アビシニアン、アメリカンショートヘア、アメリカンワイヤーヘア、ボンベイ、ブリティッシュショートヘア、バーミーズ、シャルトリュー、シャム、エキゾチックショートヘア、ハバナ、ブラウン、マンクス、コラット、レックス、ロシアンブルー、スフィンクス、日本ネコ等

長毛種 バーマン、バリニーズ、シムリックス、ヒマラヤン、ペルシャ、ソマリ、アンゴラ、メインクーン等